

知つておきたい 保険のはなし

vol.10

「告知は正しくしましよう」

「告知義務違反」は厳禁

生命保険は、多くの人々が保険料を出し合って互いに保障しあう制度です。ですから、健康状態の良くない人や、危険度の高い職業に従事している人が、そうではない人と同じ条件で加入すると、支払う保険料の負担に公平性が保たれません。そこで、契約する際に過去のケガや病気の名前、治療期間、現在の健康状態、職業などについて、事実をありのまま告知する義務があります。もし、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合には、契約を解除されたり保険金などを受取ることができるない場合があります。

告知することならば、保険会社所定の告知書に記載されています。「故意、または重大な過失によって事実を告知しなかつたり、事実と違うことを告知した場合、申し込んだ契約の保障が開始される日（責任開始日）から2年以内であれば、保険会社は「告知義務違反」として一方的に契約を解除することができます。2年経過後であっても、受け取り事由などが2年以内に発生している場合は、同様に保険会社は契約を解除することができます。

また「告知義務違反」の内容が重大な場合は、責任開始日からの年数に関係なく、詐欺による取り消しとなり、保険金を受け取れないばかりでなく、すでに支払った保険料も返金されません。しかし、告知をする際に生命保険を販売する者が正しい告知をすることを妨げたり、告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合は、保険会社は契約を解除することができません。

正しい告知により加入を断られるケースもありますが、特別な条件を付けて加入できる場合もありますし、保険料の割増により、告知や医師の診査なしで加入できる商品もあります。もしもの時のために加入するはずの生命保険が支払われないような加入は、絶対に避けてください。



(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 譲

私は地元販賣にて22年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元に貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報を案内できれば幸いです。